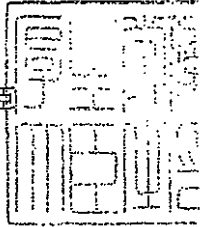


発基第0206001号
平成20年2月6日

総務大臣 殿

厚生労働大臣



指定統計調査調査票の使用について（申請）

標記について、統計法第15条第2項の規定に基づき、別紙申請書のとおり使用承認を申請
します。

指定統計調査調査票使用申請書

1 指定統計調査の名称

事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）

2 調査票の使用目的

厚生労働省が、労働基準局報告例規基準業種分類表に定められた事業の業種区分ごとの適用事業場数及び労働者数を集計することにより、全国、都道府県労働局（47局）及び労働基準監督署（323署）別に産業構造等を把握し、労働基準行政の基礎資料とする。

3 調査票の使用者の範囲

- (1) 独立行政法人統計センター製表部情報処理課システム運用担当の職員
- (2) 総務省統計局統計調査部調査企画課首席統計情報官室情報システム開発担当の職員
- (3) 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課情報管理係の職員
- (4) 厚生労働省労働基準局監督課監察係主任川鍋修康
- (5) 委託業者の職員

4 使用する調査票の名称及び範囲

- (1) 名称及び年次
事業所・企業統計調査調査票甲及び乙（平成18年）
- (2) 地域 全国
- (3) 属性的範囲 全産業の常用雇用者1人以上の事業所

5 使用する調査事項

- (1) 調査票甲
市区町村コード、調査区番号、町丁・大字コード、事業所の事業の種類（産業分類番号）、事業所の所在地、事業所の従業者数（常用雇用者数）
- (2) 調査票乙
市区町村コード、調査区番号、町丁・大字コード、事業所の事業の種類（産業分類番号）、所在地、職員数（常用雇用者数）

6 使用方法

- (1) 独立行政法人統計センター製表部情報処理課において、同課システム運用担当の職員が、原磁気テープのデータをサーバにダウンロードする。次に、総務省統計局統計調査部調査企画課首席統計情報官室情報システム開発担当の職員が、サーバにダウンロードされた電磁的記録媒体のデータから、上記「5 使用する調査事項」の調査事

項を抽出し、総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課所定のサーバにダウンロードする。次に、総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課情報管理系の職員が、抽出されたデータを転写した磁気媒体（CD-R）を、パスワードを設定の上、作成する。

(2) 厚生労働省労働基準局監督課監察係主任川鍋修康は、委託業者へ(1)で作成された磁気媒体（CD-R）を手交する。また、委託業者が集計したデータについて確認作業を行う。

(3) 委託業者は、受け取った磁気媒体（CD-R）を用いて、労働基準局報告例規基準業種分類表の事業の業種区分ごとに事業所数及び常用雇用者数について集計を行う。

なお、市区町村コードにおいて集計が不可能な集計区分については、町丁・大字コード及び事業所の所在地（乙調査票は所在地）から集計を行う。（別添：集計表）

7 使用期間

公示の日から3か月間

8 使用場所

- (1) 独立行政法人統計センター製表部情報処理課内
- (2) 総務省統計局統計調査部調査企画課首席統計情報官室内
- (3) 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課内
- (4) 厚生労働省労働基準局監督課内
- (5) 委託業者部署内

9 結果の公表方法及び公表時期

結果については、ILO第81号条約に基づく報告、厚生労働白書等において公表する。また、各労働局及び労働基準監督署においては、作成する各種資料の参考として、業種区分ごとの適用事業場数又は適用労働者数を公表する。

なお、公表の際、事業場数が少数である場合等事業場を特定することとなる数値は公表しない。

10 転写書類の使用後の処置

転写磁気媒体（CD-R）及び中間作成物は、使用期間中は厚生労働省労働基準局監督課内（保管責任者：監督課長大西康之）及び委託業者内において保管し、分析・集計終了後、厚生労働省労働基準局監督課監察係主任川鍋修康が直ちに消去または焼却する。

11 使用承認に係る事務担当者

事務担当者 川鍋修康

所 属 厚生労働省労働基準局監督課監察係
電 話 03-5253-1111 (内線 5581)

区分	(都道府県名及び監督署名) (民、公営及び事業場数、労働者数) (事業場の常用労働者規模)	全国・局・署								
		計	全体	1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
1号	食料品製造業									
	繊維工業業									
	衣服その他の繊維製品製造業									
	木材・木製品製造業									
	家具・装備品製造業									
	パルプ・紙・紙加工品製造業									
	印刷・製本業									
	化学工業業									
	窯業土石製品製造業									
	鉄鋼業									
	非鉄金属製造業									
	金属製品製造業									
	一般機械器具製造業									
	電気機械器具製造業									
	輸送用機械等製造業									
	電気・ガス・水道業									
	その他の製造業									
小計										
2号	石炭鉱業									
	土石採取業									
	その他の鉱業									
小計										
3号	建設業									
4号	鉄道・軌道・水運・航空業									
	道路旅客運送業									
	道路貨物運送業									
	その他の運輸交通業									
小計										
5号	貨物取扱業									
業種										
6号	農林業									
	小計									
7号	畜産業									
	水産業									
8号	小売業									
	卸売業									
	理美容業									
	その他の商業									
小計										
9号	金融業									
	小計									
10号	映画演劇業									
11号	通信業									
12号	教育・研究業									
13号	医療保健業									
	社会福祉施設業									
	その他の保健衛生業									
小計										
14号	旅館業									
	飲食店業									
	その他の接客娯楽業									
小計										
15号	清掃・と畜業									
16号	官公署									
17号	その他の事業									
非工業的業種										
合計										

区分	(都道府県名及び監督署名) (民.公営及び事業場数,労働者数) (事業場の常用労働者規模)	全国・局・署							計
		公 営		事業場					
			1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
1号	食料品製造業								
	繊維工業								
	衣服その他の繊維製品製造業								
	木材・木製品製造業								
	家具・装飾品製造業								
	パルプ・紙・紙加工品製造業								
	印刷・製本業								
	化学工業業								
	窯業土石製品製造業								
	鉄鋼業								
	非鉄金属製造業								
	金属製品製造業								
	一般機械器具製造業								
	電気機械器具製造業								
輸送用機械等製造業									
電気・ガス・水道業									
その他の製造業									
小計									
2号	石炭鉱業								
	土石採取業								
3号	その他の鉱業								
	小計								
4号	建設業								
	鉄道・軌道・水運・航空業								
5号	道路旅客運送業								
	道路貨物運送業								
6号	その他の運輸交通業								
	小計								
7号	貨物取扱業								
	業種								
8号	農林業								
	小計								
9号	畜産業								
	水産業								
10号	卸売業								
	小計								
11号	理容業								
	その他の商								
12号	小計								
	金融業								
13号	広告・あっせん業								
	小計								
14号	映画演劇業								
	通信業								
15号	教育・研究業								
	医療保健業								
16号	社会福祉施設								
	その他の保健衛生業								
17号	小計								
	旅館業								
18号	飲食店業								
	その他の接客娯楽業								
19号	小計								
	清掃・と畜業								
20号	官公署								
	その他の事業								
21号	非工業的業種								
	合計								

区分	(都道府県名及び監督署名) (民、公営及び事業場数、労働者数) (事業場の常用労働者規模)	全国・局・署							計
		民 営			労働者				
		1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上	
1号	食料品製造業								
	繊維工業								
	衣服その他の繊維製品製造業								
	木材・木製品製造業								
	家具・装備品製造業								
	パルプ・紙・紙加工品製造業								
	印刷業								
	化学工業								
	窯業土石製品製造業								
	鉄鋼業								
	非鉄金属製造業								
	金属製品製造業								
	一般機械器具製造業								
	電気機械器具製造業								
	輸送用機械等製造業								
	電気・ガス・水道業								
	その他の製造業								
小計									
2号	石炭鉱業								
	土石採取業								
	その他の鉱業								
小計									
3号	建設業								
	鉄道・軌道・水運・航空業								
4号	道路旅客運送業								
	道路貨物運送業								
	その他の運輸交通業								
小計									
5号	貨物取扱業								
業 種									
6号	農業								
	林業								
小計									
7号	畜産業								
	水産業								
小計									
8号	卸売業								
	小売業								
	理容業								
小計									
9号	金融業								
	広告・あっせん業								
小計									
10号	映画演劇業								
11号	通信業								
12号	教育・研究業								
13号	医療保健業								
	社会福祉施設業								
小計									
14号	旅館業								
	飲食その他の接客娯楽業								
小計									
15号	清掃・と畜業								
16号	官公營								
17号	その他の事業								
	非工業的業種								
	合 計								

区分	(都道府県名及び監督署名) (民.公営及び事業場数.労働者数) (事業場の常用労働者規模)	全国・局・署							計
		公 営		労働者					
		1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上	
1号	食料品製造業								
	繊維工業								
	衣服その他の繊維製品製造業								
	木材・木製品製造業								
	家具・装飾品製造業								
	パルプ・紙・紙加工品製造業								
	印刷業								
	化学工業								
	窯業土石製品製造業								
	鉄鋼業								
	非鉄金属製造業								
	金属製品製造業								
	一般機械器具製造業								
	電気機械器具製造業								
輸送用機械等製造業									
電気・ガス・水道業									
その他の製造業									
小計									
2号	石炭鉱業								
	土石採取業								
小計									
3号	建設業								
	鉄道・軌道・水運・航空業								
4号	道路旅客運送業								
	道路貨物運送業								
小計									
5号	貨物取扱業								
6号	農林業								
	小計								
7号	畜産業								
	水産業								
小計									
8号	卸売業								
	小売業								
	理容業								
小計									
9号	金融業								
	小計								
10号	映画演劇業								
11号	通信業								
12号	教育・研究業								
13号	医療保健業								
	社会福祉施設業								
小計									
14号	旅館業								
	飲食その他の接客娯楽業								
小計									
15号	清掃・と畜業								
16号	官公署								
17号	その他の事業								
合計									